

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	生活支援水道料金助成事業(水道事業会計繰出金)	①水道料金(基本料金)の6カ月相当額について、全戸(個人宅、事業所などすべての契約分)を対象に一括減免する。(水道事業会計へ必要となる事業費を繰り出す) ②令和8年6月～令和8年11月までの6ヶ月間(比較的水道使用量が増える期間)、水道料金の基本料金部分(月額1,320円)を減免する。 ③水道基本料金減免額 現件数6,000件分×1ヶ月基本料金1,320円＝7,920千円 7,920千円＋1ヶ月あたり追加見込80千円＝8,000千円 1ヶ月あたり減免総額8,000千円×6か月＝48,000千円 通知郵送代＋業務時間外手当＋諸経費 1,123千円 合計49,123千円 ④町内すべての上水道契約者(個人、事業者等)、水道事業者(町) ※対象施設は、公共の施設を除く	R8.4	R8.12
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食用食材高騰対策事業	①食材費の高騰により、中学校学校給食の質を例年と同じレベルに維持するためには賄材料費の増額が必要となっている。この賄材料費については、原則保護者負担としているが、令和8年度中の物価高騰による増額分について町が支援(給食費の一部減免)することにより、保護者(教職員等を除く)の給食費を減免し、経済的負担を軽減する。 ②町が支払う賄材料費等の一部(物価高騰分)※保護者等負担額の減額 ③中学校生徒一食当たり物価高騰支援単価112円×年間75,200食分(見込)＝8,423千円 ④給食費を支払う中学校保護者(教職員分は含まない)	R8.4	R9.3
3	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校等電気料金高騰対策事業(R7補正分)	①電気代高騰等に直面している町立小中学校、こども園の電気代値上がり分(R3昨年度との差額)を補うもの。 ②町費支払いの各施設電気代(R8.4月～R9.3月) ③対象施設のR8年度電気代見込額35,460千円ー対象施設のR3年度電気代実績23,481千円＝11,979千円 ④下記対象施設の一部値上がり分 町立小中学校(4校)、町立こども園(3園)	R8.4	R9.3